

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例（平成25年11月11日京都市条例第31号）（文化市民局市民スポーツ振興室）

京都市市民スポーツ会館について、これまで、市民のスポーツ施設の利用機会の拡大を図るため、供用期間を延長する運用を行ってきましたが、当該運用について、条例に定めることにより、市民にとってより分かりやすい運用を実現するために、次のとおり京都市市民スポーツ会館条例を改正することとしました。

現 行	改 正 後
休 館 日	休 館 日
1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで	1月1日から同月 <u>3日</u> まで及び12月 <u>29日</u> から同月31日まで

この条例は、平成25年11月11日から施行します。

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第31号

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例

京都市市民スポーツ会館条例の一部を次のように改正する。

第4条中「同月4日」を「同月3日」に、「12月28日」を「12月29日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室)